

聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町規則第14号

##### 聖籠町行政組織規則の一部を改正する規則

聖籠町行政組織規則（平成10年聖籠町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「広報広聴係」の次に「、秘書係」を加える。

第3条中

「 総務課

総務管理係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 文書の收受、発送及び整理保管に関する事。
- (4) 各課の連絡調整に関する事。
- (5) 庁議に関する事。
- (6) 行政機構の改廃等に関する事。
- (7) 公告式に関する事。
- (8) 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (9) 訴訟、和解及び調停の調整に関する事。
- (10) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (11) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (12) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- (13) 指名委員会に関する事。
- (14) 廃置分合に関する事。
- (15) 町有財産の管理及び処分に関する事。
- (16) 庁舎維持管理に関する事。
- (17) 町有建造物の営繕及び新営工事の設計、監督等の指導及び助言に関する事。
- (18) 公有車の運行管理及び職員の運転管理に関する事。

- (19) 職員の定数、任免、服務及び分限等に関する事。
- (20) 職員の給与及び勤務時間に関する事。
- (21) 職員の年金、共済及び退職手当に関する事。
- (22) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (23) 職員の公務災害及び労働安全衛生に関する事。
- (24) 職員の研修に関する事。
- (25) 職員の出張旅費に関する事。
- (26) 職員団体に関する事。
- (27) 町長及び副町長の秘書に関する事。
- (28) 町長の資産等の公開に関する事。
- (29) 儀式及び交際に関する事。
- (30) ほう賞及び表彰に関する事。
- (31) 請願、陳情等に関する事。
- (32) 町村会に関する事。

#### 総合政策係

- (1) 総合計画及び重要施策の企画調整に関する事。
- (2) 土地利用に関する事。
- (3) 地域振興に関する事。
- (4) 広域行政に関する事。
- (5) 市町村合併に関する事。
- (6) 地方分権に関する事。
- (7) 行政改革に関する事。
- (8) 男女共同参画に関する事。
- (9) 情報政策に関する事。
- (10) 行政評価に関する事。
- (11) 電源三法及び石油備蓄交付金に関する事。

#### 広報広聴係

- (1) 広報広聴に関する事。
- (2) 国際交流及び国際友好に関する事。
- (3) 各種統計に関する事。

(4) 区長会に関する事。 」を

「 総務課

総務管理係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 議会に関する事。
- (3) 文書の收受、発送及び整理保管に関する事。
- (4) 各課の連絡調整に関する事。
- (5) 行政機構の改廃等に関する事。
- (6) 公告式に関する事。
- (7) 条例、規則等の制定及び改廃に関する事。
- (8) 訴訟、和解及び調停の調整に関する事。
- (9) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (10) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (11) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。
- (12) 指名委員会に関する事。
- (13) 廃置分合に関する事。
- (14) 町有財産の管理及び処分に関する事。
- (15) 庁舎維持管理に関する事。
- (16) 町有建造物の営繕及び新営工事の設計、監督等の指導及び助言」  
に関する事。
- (17) 公有車の運行管理及び職員の運転管理に関する事。
- (18) 職員の定数、任免、服務及び分限等に関する事。
- (19) 職員の給与及び勤務時間に関する事。
- (20) 職員の年金、共済及び退職手当に関する事。
- (21) 職員の公務災害及び労働安全衛生に関する事。
- (22) 職員の研修に関する事。
- (23) 職員の出張旅費に関する事。
- (24) 請願、陳情等に関する事。

総合政策係

- (1) 総合計画及び重要施策の企画調整に関する事。

- (2) 土地利用に関する事。
- (3) 地域振興に関する事。
- (4) 広域行政に関する事。
- (5) 市町村合併に関する事。
- (6) 地方分権に関する事。
- (7) 行政改革に関する事。
- (8) 男女共同参画に関する事。
- (9) 情報政策に関する事。
- (10) 行政評価に関する事。
- (11) 電源三法及び石油備蓄交付金に関する事。
- (12) 総合教育会議に関する事。
- (13) 行政不服審査会に関する事。

#### 広報広聴係

- (1) 広報広聴に関する事。
- (2) 国際交流及び国際友好に関する事。
- (3) 各種統計に関する事。
- (4) 区長会に関する事。

#### 秘書係

- (1) 庁議に関する事。
- (2) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (3) 職員団体に関する事。
- (4) 町長及び副町長の秘書に関する事。
- (5) 町長の資産等の公開に関する事。
- (6) 儀式及び交際に関する事。
- (7) ほう賞及び表彰に関する事。
- (8) 町村会に関する事。

」に改め、

#### 「ふるさと整備課

##### 都市計画係

- (1) 都市計画の計画調整に関する事。

- (2) 都市計画事業に関する事。
- (3) 開発行為及び建築確認に関する事。
- (4) 町営住宅に関する事。
- (5) 都市公園に関する事。
- (6) 国土調査に関する事。

」を

「 ふるさと整備課

都市計画係

- (1) 都市計画の計画調整に関する事。
- (2) 都市計画事業に関する事。
- (3) 開発行為及び建築確認に関する事。
- (4) 住宅耐震に関する事。
- (5) 空き家再生支援センターに関する事。
- (6) 都市緑化及び環境美化に関する事。
- (7) 町営住宅に関する事。
- (8) 都市公園に関する事。
- (9) 国土調査に関する事。

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。